

〔照屋仁士議員 登壇〕

○**8番 照屋仁士君** おはようございます。2番目ということで、朝一から緊張感のある質問をしていただきまして、少し余裕があるかなと思ったらあつという間に回ってきましたので、質問を始めたいと思います。ことしも12月ということで年の瀬も迫り、執行部の皆さんにおかれましても、公私ともに忙しい日々をお過ごしのことと思います。前回9月議会、久しぶりに時間をオーバーしてしまいましたので、質問が途中で途切れてしまいました。今回は時間内で終われるように、簡潔に要点を絞って質問いたします。また、時間に制限のない執行部の皆さんにおかれましては、議会中継、視聴者の皆さんにわかりやすいよう、丁寧な説明にご配慮いただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

それでは早速始めたいと思います。一問一答で行いますのでよろしくお願います。大きな1点目です。文化・観光施設への誘導看板を設置せよ。私も月に何度か、陸軍病院20号壕のガイドをさせていただいております。壕の場所、電話で問い合わせが来ますけれども、案内をするのにとっても不便を感じております。県外からお越しの方々だけではなく、専門のタクシーの運転手さんでもわからないことが多々あります。数少ない南風原町の観光資源を生かすためにも、また観光という観点でいけば、残り少ない一括交付金にも当たるのかなと考えますけれども、そういった部分を生かす意味でも看板設置が望まれています。いかがでしょうか。お答えください。(1)観光案内所、かすり会館へ誘導する看板を、県道から見えるように設置してほしいかどうか。お答えください。2点目に、沖縄陸軍病院南風原壕群20号へ誘導する看板を、車で来られるよう設置できないか。お答えください。

○**議長 知念富信君** 副町長。

○**副町長 国吉真章君** 質問事項1点目の(1)と(2)については、関連しますので一括してお答えします。役場前の県道に南風原文化センター、中央公民館、陸軍病院壕跡の案内看板が設置されていますが、それにご質問の看板を追加する場合は、道路からの地上高さや本体の構造等から困難であると考えます。また、新たに県道側に設置する際には、電線共同溝等埋設物による占用スペースや道路構造物への支障の有無等、道路管理者の占用許可を得る必要があると同時に、予算についても、財政状況を勘案して、該当する補助メニューがあるかどうかも含めて検討してまいりたいと思います。

○**議長 知念富信君** 8番 照屋仁士議員。

○**8番 照屋仁士君** それでは再質問に行きたいと思います。皆さんのお手元に、写真資料をお配りしてありますが、メールで送った際に写真の向きがずれてしまったみたいで、文字等が読みづらくなっておりますが、失礼します。まず、今の答弁では、構造上困難という答弁だとか、補助メニューを模索するという答弁ですけれども、写真以外の周辺の看板の場所を私も調べました。県道上には、この写真の①以外見当たりません。また、この県道は、現在写真でもわかるとおり、一部車線を限定して全線供用されていない状況です。そういった形で、兼城十字路から喜屋武まで全線が供用されるまで時間がありますけれども、そのような観点で言っております。まず、県道を走行中でも見えるような看板が必要ではないかという答えが出ていませんけれども、その点についてどう考えるか、お答えください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 ご質問にお答えします。看板等については、観光客がそこに行くためには十分必要なものであると、こちらも考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 必要性はあると認めていただきました。周辺には、余り見当たらないわけです。必要性もあるということです。しかしながら、構造上ということですが、具体的な提案、②に移りまされども、この沖縄陸軍病院南風原壕への誘導を含めて、写真の①県道82号線役場前の看板ですが、この看板、Aの修正は、陸軍病院壕が現在南風原小学校向けの左になっていますが、それを真っ直ぐに修正したらどうか。あわせて何メートルという記載も必要ではないかと思えます。またBの修正で、そこにかすり会館を加えれば、一つの看板でかすり会館、20号壕、そういった誘導になるかなという提案ですが、いかがお考えでしょうか。お答えください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 写真にありますように、陸軍病院壕の矢印の修正等につきましては、わかりやすく修正が必要だろうと思っております。また、かすり会館の文字を追加するという中で対応できるかと思えますが、構造上というのは、さらにまた、この下とか上につけ加えるということからすると、柱の支柱の径が大きくなったりすると、その辺の構造的に現存するものではもたないということで、かすり会館等の文字を入れ込んでやるということについては可能かと思えます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 構造上と言っても、先ほど言ったように、まだ全線供用されていませんよね。看板の中身についても、設置主体がどのような看板にするかというのを考えるのであって、町からの要望はできるのではないかとこの観点で言っています。あとは、文字の大きさ等も考えれば、表記の仕方は十分いろいろな選択肢があると思えますが、それも踏まえて要請をしてほしいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず、この標識はどちらが設置されたかということから申し上げますと、本標識につきましては南風原町が設置したものです。道路管理者が設置されたものではなくて、南風原町が黄金森周辺整備事業ということで、まちづくり交付金を受けて、黄金森周辺にあります公共施設についての標示をしようということで、サイン事業で設置した事業でございます。それで本町の管理だと

いうことをひとつ確認していただきたいということで、要請等というのは、県への要請はできなくて、管理は本町ですので、その中で本町がそういったものを修正していくということでございます。ですから、先ほど申し上げましたとおり、まずAの矢印修正とか、そこにかすり会館の文字を加えての修正等については、本町が行うことになります。その確認はそういった答弁になります。済みません。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 必要性はあると答弁されているわけです。形状については、特に本町のものであっても、中身の表記の仕方について、形状についてもまだ検討できるのではないかと。看板を全部そのままつぎはぎしなさいとかそういう提案ではありませんので、再度、そういう考え方でやっていただけるか、検討していただけるか、お答えください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 改めるべきところについてはやっていきたいと思っておりますし、予算等も見ながら、今後また検討してまいりたいと思っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。検討していただきたいと思います。

続けて20号壕ですけれども、今、かすり会館の入り口までは、修正すれば②の写真に誘導されますので、かすり会館についてはいいのかなと思います。20号壕については、写真③にありますとおり、県道86号線沿いの運送会社の向かい側、新しく町道5号線に認定して入り口側に看板を設置すればわかりやすいのかなという提案ですけれども、あわせて、ここに誘導した場合にも、20号壕周辺、公園内についてももうちょっと整備する必要があるのかなと思います。写真③、写真④も含めて、20号壕へ誘導する看板の強化をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 お答えします。まず、公園事業の中では、そういった地区外もありますので、整備としては難しいということでもあります。そういったことで、予算等も新たな補助メニューも検討して、そういった設置に向けて検討してまいりたいと思っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 新たな補助メニューということもありましたけれども、先ほど必要性についても議論をしました。現在、小さな看板、手づくりの看板を含めて幾つかはあります。ただ、年間1万人近くの来場者がいらっしゃる。そういった中で、現場では、電話で問い合わせを受けてもなかなか誘導しにく

い。そういう状況があるわけです。その必要性も含めて、再度、整備に向けて検討できるかどうか、お答えください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 お答えします。20号壕は、確かに地番等を言われてもなかなか、ナビで出てくるものでもございませんので、やはりそこについては、標示看板等の案内看板が確かに必要だと認識しております。やはり設置する際には、やはり補助メニュー、予算的なものを検討して、探して、それから設置等の検討をしてみたいと思っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、県内でも、観光客が1,000万人ということで、本町でも観光協会が立ち上がってさまざまな努力をしているわけです。年間1万人といえど、やはり本町に来ていただくお客さんにどう見ていただくか、どう感じていただくかという視点で、引き続き早目の検討をお願いしたいと思います。

それでは大きい2点目に行きたいと思えます。休職中のひとり親家庭でも認可保育園へ入所できないと聞いたが事実か。現在、本町は非常に待機児童が多くて、認可保育園を待っている方、本当にもやもやした気持ちで、復職したくてもできないとか、そういったさまざまな環境があると思えます。まず(1)年度途中の入所について、そういったひとり親家庭でも入所できないという状況があるわけですがけれども、保育の必要性については点数化をして、優先順位についても見える化をしていると理解しています。保護者の皆さんに対する説明、運用、その他どうなっているか、示していただければと思います。表になっている点、表も資料を出していただいています、その辺もあわせて説明をよろしくお願いします。2点目に、ことしの10月から認可外保育園や一時預かり、ファミサポも含めて幼児保育の無償化が実施されています。それによって、待機児童の状況がどのように変化しているか、お答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは質問事項2点目の(1)についてお答えします。入所については、南風原町保育所入所基準表に基づき、保育を必要とする状況に応じた指数をつけ審査いたします。基準表については、入所申し込みのしおりや、ホームページに掲載し情報開示をしております。休職中のひとり親家庭の保護者が復職する場合に、フルタイムの就労の点数10点、ひとり親世帯の調整指数として祖父母同居世帯は12点、単独世帯は14点が加算され、22点から24点となり、フルタイムの共働き世帯の点数、父10点、母10点の合計20点よりも高い点数となります。しかし、年度途中入所の場合は、特に待機児童が多いゼロ歳から2歳児においては、入所できない場合が想定されます。

(2)についてお答えします。毎年4月及び10月に、厚生労働省が行う待機児童数調査があり、令和元年4月と10月を比較したところ、4月は208名、10月は294名で86名増となっております。しかし、この時期の増は例年と同程度であることから、無償化の影響はないと考えています。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、非常に多くの方が待機児童で待たれています。入所できずに待っている方々にとって、先ほど言ったひとり親家庭。少し例を挙げていただきましたけれども、この資料の表についてもホームページで公開しているということです。ただ、公開しているとは言っても、入所にかかわる書類、私も見せてもらいましたけれども、非常に記入事項も多いので、現在、自分が置かれている状況、提出した時点でどのようになっているかというのは、なかなか把握できているのか、できていない方もいらっしゃるのではないかと考えます。そういった観点でいくと、入所受付の際の説明、例えば何人待っている、皆さんの順位は何位ですと。またその後、途中、月ごとに保育園の状況、少しずつでも変化はあると思います。そのようなその後の対応についてどのようになっているか。再度、詳しくお答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。今、答弁いたしました基準表を中心に説明を行っております。この基準表というものは、入所申し込みのしおりとセットで配布をしており、説明も同時に行っております。しおりには、申請時の必要書類から、申し込みや入所決定、また入所保留になった場合のスケジュール、あるいはまた保育料などの記載も全て行っておりまして、今、ご質問のありました申し込み時の資料が足りない、そういった複雑な場合においても、その資料を示して、足りない資料があった場合には、こちらから〇〇の資料が足りませんということを一覧に示して、本人に文書で説明を行う形をとっております。提出がされていない場合は、こちらから提出されていないという状況も伝えております。また、各月の入園に、受け入れに空きが出た場合は、こちらから連絡をしますということもしおりのほうに書いております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 後の答弁にもありましたけれども、現在、とは言っても290名余りの方々が入所できずまっているわけです。空けば連絡しますと言っても、現状これだけ待っているわけですから。この290名近くの方々に全て連絡が行く状況ではないと思います。ですからやはり、この状況に応じて、問い合わせにも的確に答えているとは思いますが、そのような途中入所についても、問い合わせには、受付時同様説明できる、答えている、そのような考え方でよろしいですか。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。受付時に、途中入所の問い合わせに対しても、現在の順序なども含めて、適切にお答えを行っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私たち議員も含めて、また行政のほかの部署の職員も含めて、これだけ子供たちが待機して待っているわけですから、聞かれることがいろいろな場面であると思います。是非とも、待機している方々にも理解していただけるように、こども課の窓口でも引き続き適切に対応していただきたいと思います。

それでは2点目の質問に移りますけれども、現在、294名の待機児童がいるということです。去る9月議会にも、宮城清政議員へ回答がありました。同様の、ほぼ同じ、近い数字ですけれども微増でふえています。12月現在、待機児童数ですけれども、年齢ごとに何名いるかお示しいただけますか。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。令和元年12月1日現在の待機児童数です。ゼロ歳児151名、1歳児98名、2歳児71名、3歳児23名、4歳児1人、5歳児ゼロ人、合計344名の待機児童となっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 10月からの幼保の無償化に伴って、県内の待機児童の問題も非常にクローズアップされています。私もさまざまな勉強会で状況を聞きますけれども、南風原町の待機児童数は344人とお答えいただきましたが、私も聞いたところによると、2019年4月1日現在で、南風原町は全国一の待機児童率であるということを知りました。それが事実かどうか。また数においても、県内では那覇市が、現時点で五百何名と伺っていますけれども、数においても、那覇市に次いで2位であると。直近の新聞報道にもありましたとおり、待機児童解消の計画についても県が下方修正をいたしました。その要因が、南風原町と石垣市による待機児童解消のめどが2021年にはつかないということだと受けとめています。今確認したことを含めて、南風原町としてどのように現状を受けとめているか、お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。今ありました全国待機児童率は、南風原町9.92%で、報道などにありますように、全国一の数値でございます。また、待機児童の数においても、令和元年度4月1日時点で208名おりました、こちらも那覇市に次いで人数で2位の数字となっております。また、県が待機児童解消を目的にした報道に関してもございましたが、南風原町においては、平成27年度から令和元年度において、547人分の受け皿をふやして、また次年度も3園の整備を行っております。しかしながら、保育の人数に対する供給が需要に追いついていない状況がございまして、保護者の方々あるいは関係者の方々に、大変申しわけなく思っている状況でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 さまざまな要因があるとは言っても、これは本町だけではありません。待機児童解消に向けて取り組んでいるのは、どの市町村も一緒であります。その需要と供給のバランス、さまざま要因があるとは言っても、この南風原町はほかの市町村のように進んでいない。そういったことは、今の答弁にもありましたけれども、町民にとっては非常に残念であるし、待っている方々にとっても非常に不安を与えていると思います。そこで、具体的な内容に行きますけれども、10月から幼児教育の無償化があります。3歳からですけれども、3歳になった次の年からですので、4歳から6歳の待機児童だと思えますけれども、認可外保育園や他のサービスにおいても無償化をされています。そこで、ゼロ、一、二、三歳については、幼保無償化の対象外になるわけです。そういったことでいくと、先ほどの答弁の中でもありましたが、無償化の影響が、なかなか待機児童に反映されていないと。そこに少し課題があるのではないかと私は考えています。宮平保育所などの町立保育所ですとか、認可保育園のほうに、具体的に、ゼロから3歳の枠をふやすなど、特段の配慮についても努力すべきではないかなと。保育園を建てると言ってもなかなか時間がかかるわけです。相手業者もいます。認可保育園をやっただけ、協力していただける方の状況もあります。ですから、まずはできる策としては、具体的にゼロから3歳の枠をふやす、そういった努力が求められると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。先ほど、受け皿、整備数の話、547名という答弁をいたしました。各園の定員確保についても、非常にご努力をいただいているところでございます。具体的には、平成29年度には、みつわ保育園とよなほ保育園で、合計46名の定員の増、また平成31年度にはやまがわ保育園で17名の定員の増などを行っております。また、次年度の令和2年度においては、津嘉山保育園で10名の定員増を行う予定でございます。また、年度内においても、先ほど4月1日、208名の待機児童の答弁をいたしました。年度当初以降2名の保育士を確保することによって、児童13名の受け入れをふやしたり、あるいはまた定員の弾力化によって、受け入れ人数をふやしたりしております。また、広域入所などの申し込みも積極的に取り扱っております。そういったことで、年度内においても49名の児童受け入れ増を行ってございまして、特にゼロ歳児の枠を広げることを中心に定員確保を図っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、さまざま説明をしていただきましたけれども、具体的には私が指摘したとおり、ゼロ、一、二の枠をふやす、そういった考えで行っている。そのような理解でよろしいですか。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。ゼロ、一、二の待機児童の解消が一番課題であると捉え

まして、次年度においても小規模保育園、ゼロ歳、1歳、2歳を対象にした小規模保育園の開園も予定しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 そこで、去る9月議会の中で、清政議員の質問に対しての答えがあったのですが、認定こども園について、本町においては、この認定こども園が得られるメリット、これまでの答弁では、専任園長、給食提供、午後の預かり保育等、既に達成をしていると言っていましたけれども、去る9月議会で、この認定こども園について、3歳児受け入れを含め検討するという答弁があったように記憶しております。これについては、これまでの状況と少し違っているのかなと思いますけれども、方針転換として、認定こども園化を進めていく、そのような考え方なのか、お答えください。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。その点に関しましては、教育委員会でも検討いたしまして、認定こども園化に向けた取り組みに方向転換をしております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、方向転換、方針転換をしているということですが、私の立場は、認定こども園化、もちろん必要であればいいのですが、これまで私たちには、得られるメリットについて、先ほどの繰り返しになりますけれども、既に達成している。ただ、その上で幼稚園、現状の幼稚園については、クラス担任の正職員化ですとか、具体的には21クラス中10クラスが臨時教諭であると。確かに産休代替も含めてですけれども、そういった課題。土曜日預かり保育の教諭確保ができていない。さらに、このような幼稚園の課題さえ、何度も指摘をして進んでいない状況の中で、この待機児童解消も含めたこども園化というのは、私は時期尚早、検討して、もっと課題が大きくなる、そのように思うわけです。ですから、検討するというのはいいいんです、将来ですから。ただ、現実的には、今ある課題を解決していく、そういった姿勢が必要だと思います。先ほど言ったようにゼロ、一、二の待機児童の問題、具体的に解決していく。教育委員会においては、今ある課題をどう改善していくか。そういった方向性をしっかり出した上で、プラスアルファのこども園化については考えるべきだと理解しています。そのような考えで取り組んでいただけるかどうか、お答えください。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。幼稚園現場のほうでも、人員の確保だったり等の課題がございますので、その点も含めた上で、認定こども園も一緒に検討してまいりたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○**8番 照屋仁士君** 主管課は違いますけれども、大きな課題は、先ほど言ったように、現状344人も待機児童がいる。そして、受け入れを拡大することも園化についても、現状の幼稚園にも課題があるわけです。その辺を、保護者の皆さんにしっかり説明できるように取り組んでいただきたいと思いますようお願いを申し上げます。

3点目に行きたいと思います。ふるさと納税、商工会委託へ戻せであります。(1) ことしからプロポーザルで新たな委託業者へ変わりました。他の市町村では、生産者や事業者とうまくいかないケースがあるとも聞いています。本町ではどのようになっているか、お答えください。2点目に、このふるさと納税ですけれども、立ち上げから商品開拓、地域に密着した取り組みを行ってきた商工会委託へと戻すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

○**議長 知念富信君** 副町長。

○**副町長 国吉真章君** 質問事項3点目の(1)についてお答えします。今年度より、委託業者が変更になったため、3月18日に返礼品提供事業者に対し説明会を行いました。その際に、返礼品提供事業者から特に意見等はありませんでした。また、説明会終了後、受託業者と返礼品提供事業者との間で、返礼品提供に関する確認書を取り交わしており、問題なく事業を進めております。

(2)についてお答えします。ふるさと納税の業務委託については、平成29年度から町商工会に委託し、商品開拓等により寄附件数、寄附額もふえてきました。そのため、ふるさと納税件数が伸びたことにより事務量がふえ、事務改善の必要がありました。さらなるふるさと寄附金の確保及び事務の改善を図ることを目的に、公募型プロポーザルを行いました。その結果、ふるさと納税件数、額もさらに伸び、事務改善も図られました。今回も、公募型プロポーザルにより業者選定を行う予定ですので、町商工会も公募型プロポーザルに参加して、事業提案をしていただきたいと思いますと考えています。以上です。

○**議長 知念富信君** 8番 照屋仁士議員。

○**8番 照屋仁士君** 予算でもさまざまな議論がありますけれども、ことし変更になった後、3月18日に事業者に対して説明会を行っているということですが、それ以外に、受託業者初め、またはそれ以外から、生産者ですとか、商品提供事業者の声などを聞く機会はどのように設けているか、お答えください。

○**議長 知念富信君** 企画財政課長。

○**企画財政課長 与那嶺秀勝君** お答えします。受託業者が中心となって調整していましたので、町が直接生産者や事業者の声を聞く機会はありませんでした。今後、こういった取り組みについて検討していきたいと思います。

○**議長 知念富信君** 8番 照屋仁士議員。

○**8番 照屋仁士君** 私のほうでも、生産者とか出品事業者からも、さまざまな声をいただいております。商工会委託から業者が変わって、自分たちの声が反映されているのかどうかとか、生産者にとっても、生ものを扱っているわけですから、特に生産品、果樹とかそういったものだと、来年の出荷分を受け付けているわけです。そういったことでいくと、より細かな連携とか、当然、町としてはふるさと納税をふやすという観点はあったと思いますし、業務の効率化はあると思いますけれども、もう一方では、地方創生、さまざまな地方に元気を届ける。そして生産者のやる気を高める。そして事業者の皆さんの、町外へ発信するノウハウをしっかりとつけていただく。そういった観点でいくと、やはり生産者、事業者の声を聞いて、それを生かしていく。そういったことが求められるわけですが、検討すると答えていますけれども、それについても、今回のプロポーザルも含めて、これまでどうだったのか。そしてことし、どのようにやりとりをしているのか。それも含めて評価、検討、分析する必要があると思います。そのような考えでよろしいですか。

○**議長 知念富信君** 企画財政課長。

○**企画財政課長 与那嶺秀勝君** 今後、プロポーザル方式で行うことに対して、選定委員会等も含めて、この辺の分析等については検討していきたいと思います。

○**議長 知念富信君** 8番 照屋仁士議員。

○**8番 照屋仁士君** そのようにお願いします。

2点目に、次年度のプロポーザルに関しても、商工会も公募型で応募してほしいという内容ですが、前段の状況も踏まえて、やはり立ち上げから商品開拓、地域に密着した取り組み、このふるさと納税だけにかかわらず、町内の事業者育成に関しては取り組んでいただいていたと私は思いますし、他の議員からもそういう声が上がっています。そういった意味では、私は、プロポーザルがいいのか。それともやはり、前のように商工会、これまでも地域育成という観点でしっかりやってきましたので、このプロポーザルがよかったのかということも含めて、商工会に戻すべきではないかという提案です。町の見解は、プロポーザルで参加してくれということですが、そういうことでいくと、なかなか評価がどうだったのかということが、分析されるのかどうか曖昧です。ことわざではよく、井戸を掘った人のことを忘れるなどという言葉があります。せっかく立ち上げて、初期投資して努力してきた。こういうことも評価されるべきだと思いますけれども、それでもやはりプロポーザルの中でそのような評価もされるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○**議長 知念富信君** 企画財政課長。

○**企画財政課長 与那嶺秀勝君** プロポーザル方式では、ふるさと納税業務の実施に当たり、各提案事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験などの見きわめ、本業務を委託するに最も適した事業者を選定しております。審査評価の内容につきましては、今後、商工会等の実績、開発等、これを選定委員会での評価についても検討していきたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 トータルで考えて、プロポーザルありき、予算ありきではなくて、やはり町内にど
ういう状況が必要なのか。そういうことも含めて、プロポーザルありきで考えるのではなくて、ことしの
予算ではないですよ。次年度以降も含めてですけれども、そのような考えで行ってほしいとお願いをし
たいと思います。

次に4点目に行きます。疑いを持たれるような指名入札制度を改めよ。前回の質問以降、早速、入札参
加登録名、町内業者の表記を追加していただきました。また、指名入札における地元業者優先の実態につ
いても、別日程でご説明をいただきました。あわせて感謝を申し上げます。さて、前回の質問を振り返り
ながら、時間切れでしたので、掘り下げる部分、また時間切れになった提案部分について、再度質問をい
たします。(1)前回の質問で、指名業者の偏りを指摘しました。答弁では「入札の際、2表、3表で優
先指名しているので問題ない」とありました。2表、3表で指名した全事業者の指名回数、町内外、ラン
クでわかりやすいように示してください。2点目に、管工事の登録事業者において、同工事6件の各ラン
クごとの町内業者の数と、今回示された業者数、それぞれの指名回数についてお示してください。3点目に、
目に見えない指名の優先が、疑いや不満を生んでおります。さきの入札制度の改正とあわせ、町民に疑い
の持たれない入札制度に改めるべきと考えますがどうか。お答えください。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 それではまず(1)についてお答えいたします。第2表、第3表ごとに、業者番
号、指名回数、町内外、ランクの順でお答えいたします。まず第2表です。業者1、2回、庁内、電気の
B。業者2、1回、町外、電気のB。業者3、2回、町内、これは代表者の在住です。管のB。業者4、
1回、町内、これも代表者の在住で、管のC。業者5、2回、町内、これも代表者の在住、管のB。業者
6、1回、町内、管のB。業者7、3回、町内、管のB。業者8、2回、町内、これは代表者の在住、管
のB。業者9、3回、町内、管のB。業者10、3回、町内、管のB。業者11、3回、町内、管のB。業
者12、3回、町内、管のB。業者13、3回、町内、これは代表者在住、管のB。業者14、3回、町内、
管のB。業者15、2回、町外、管のB。業者16、2回、町内、代表者在住。電気のB。業者17、2回、
町内、電気のB。業者18、4回、町内、代表者在住、管のB。業者19、2回、町内、管のB。業者20、
1回、町外、管のC。業者21、1回、町内、管のC。業者24、2回、町内、電気のC。業者25、1回、
町内、電気のA。業者26、2回、町内、電気のB。業者27、2回、町内、電気のB。業者28、2回、町
内、電気のB。業者29、1回、町外、電気のB。業者30、2回、町内、電気のB。業者31、1回、町内、
管のB。業者32、1回、町外、管のB。業者33、1回、町内、管のB。業者34、1回、町内、管のB。
業者35、1回、町外、管のB。業者36、1回、町内、これは代表者在住、電気のC。業者37、1回、町
外、電気のC。業者38、1回、町外、電気のCとなっております。続きまして第3表。業者16、1回、
町内、代表者在住、電気のB。業者17、1回、町内、電気のB。業者22、1回、町内、代表者在住、電
気のA。業者23、1回、町内、代表者在住、電気のA。業者24、1回、町内、電気のC。業者25、1回、
町内、電気のA。業者26、1回、町内、電気のB。業者27、1回、町内、電気のB。業者28、1回、町

内、電気のB。業者 29、1回、町外、電気のB、業者 30、1回、町内、電気のBとなっております。

(2) についてでございます。管工事の全登録事業者はAランク 121 事業者、Bランク 79 事業者、Cランク 43 事業者であります。町内事業者はAランク 10 事業者で、そのうち第1表で指名事業者 8、全 66 回の指名中 34 回の指名。Bランク町内事業者は 24、うち指名事業者が 11、全 66 回中 18 回の指名。Cランク町内事業者は 11、そのうち指名事業者が 1、全 66 回中 2 回の指名。次に管工事の 2 表において、Aランク事業者の指名はありません。Bランク町内事業者は 24、うち指名事業者が 16、全 44 回のうち 35 回の指名。Cランク町内業者は 11 で、そのうち指名事業者が 2、全 44 回中、2 回の指名となっております。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは(3)についてお答えします。町では、入札の透明性を図るため、入札参加資格者名簿、入札結果、予定価格、最低制限価格など入札に係る情報公開を行っています。入札関係の公表方法として、入札参加資格者名簿をホームページに公表、入札結果報告書は窓口で自由に閲覧できるよう公表し、隣町に比べても積極的な公表となっておりますことから、現行どおり取り込んでまいります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 (1)、(2)と丁寧に細かい答弁をいただきました。少し漏れているようですが、この指名業者の実績について、このランクづけですね。たしか以前の答弁では、平成 29 年度、平成 30 年度のランクを参照しているということがあったと思いますけれども、今回指摘しているのは、新しい名簿に変わってからの入札ですかということから前回始まっていますので、そのランクについての考え方、再度答弁をお願いします。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん それではお答えいたします。今回、空調工事の選定に当たりましては、今年度、2019 年度の登録事業者の中から選定をしているのですが、そのときにはまだランクが決まっておらなかったもので、2019 年度の事業者に登録されている事業者の中で、ランクについては以前のものを使ってランクを選定しておりますという回答となります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 では、名簿は新しい名簿で、ランクの中身については平成 29 年度、平成 30 年度を使っているということであれば、総事業者数とか、数がちょっと合わないのではないかと思いますけれども、それはどういう考え方ですか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 申しわけありません。こちらで申し上げていましたのは、ここの答弁で申し上げていたのは、前回確認したときの、2018年度の事業者登録の数を、今回の答弁で回答しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 では、名簿もランクも2018年当時ということによろしいですか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん はい。名簿は2018年当時のものになっております。ランクについてもです。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今回の答弁で、分析等、まとめるところまではなかなか、今の時間では至りませんので、後日、私のほうでも分析をしたいと思います。

(3)に進みたいと思いますが、先ほども冒頭で申し上げたとおり、今回、前回の指摘をして、入札参加登録名簿、町内業者の表記、追記をしていただきました。その中では、町内業者については丸で表記をされています。その部分、具体的には代表者在住を「代」とか、営業所在町を「営」とか、そのような表記をよりわかりやすくしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 この件に関しましては、検討していきたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。非常に、取り組んでいる姿勢については理解をしていますし、感謝を申し上げますので、是非ともわかりやすく、変えられる点は変えていただきたいと思います。

9月の質問でも、指名の際の町内優先について、現在4項目、災害協定、商工会会員、行事への寄附、清掃ボランティアと答えていらっしゃいます。しかし、私の提案は、それ以外に社会貢献、地域貢献を含め、点数化をし、見える化をして、評価を加えるように提案したものであります。先ほどの保育園の表にもありますけれども、より町民の皆さん、事業者の皆さんに理解をしていただく、そういった視点であります。去る9月には、部長から、その方法については寄附の強要につながるから不適当との答弁もありました。しかしながら、この質問をするに当たっては、現在の制度の中でも不満や不安のある事業者がいる。

そういったことから私は質問をしています。その方々に対してはどのように説明するか、お答えください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 お答えします。現在、社会貢献と地域貢献につきましては、県の総合評点の中に、そういった評点も加味されているということでの格付けでございますので、本町としましても、そういった県の格付けのランク表を使用しているということでございます。また、ボランティア等につきましては、事業者の皆さんのご協力に基づいて現在行っているところでございますけれども、そういったものにつきましても、指名の選定におかれましては、そういったことも加味して、本町の指名委員会のほうでそういった審査をしているということでございます。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 去る9月の答弁にもありましたとおり、前提条件が違うわけです。副町長の答弁の中でも、なかなかこれだけの数の指名入札、膨大な量、事業者数があるから、その評価について不満があるのかどうか、なかなか声が届かない、そういう状況があるかと、町は把握していない、そういったことでした。やはり把握していないから現在でいいという視点なのです。スタートが。でも私が申し上げているのは、現行制度でも不満の声はありますと。ただでさえ、以前、億単位の入札の見間違いだったり、現状の入札制度に不満があるから私は質問をしているのです。当然、この声があるから私は質問をしています。その中で、どこに問題点があるか。何度も何度も掘り下げてきたところ、この現行のランク、確かに県の評点の中に社会貢献とかはあります。しかし、それだけでは地域の事業者が評価されていない。そういう声があるわけです。部長、寄附の強要につながる、そうおっしゃいましたけれども、現行制度だって、寄附の強要、ボランティアの強要、つながっている、そういう声だってあるわけです。地域貢献が評価されていない、地元業者が評価されていない、そういう声のもとに私は質問をしています。そういうことでいくと、この指名入札についても、やはり今、財政が厳しい中で、いろいろなところで各種団体、地域にも我慢をいただいています。しかしながら、こういった大きな工事、大きな金額が動くところで不満を持たれる。そういったことであれば、町への信頼性が揺らぎかねない。そういった視点で私は質問をしています。そういったことですので、そのランク以外で、町内業者を指名することを優先している、優先指名している、そこが見えないのです。だから、目に見える社会貢献制度を使って、新たな評価をするべきではないかと提案を申し上げます。今評価をするならば、何々株式会社、町内、また代表者、営業所、そのランクの中でも県のランクはBだけれども、社会貢献で、南風原町は20点プラスをしているので、町の評点はAランクですとか、そういったさまざまな評価の仕方はあると思います。前提が違うのです。不満はないという前提で今の制度でいいと。しかしながら、現場の声、町内の声は、今のあり方はおかしい、疑いがある、信じられない、だから変えてくれと言っているのです。それも含めて検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えいたします。質問の内容で不満とか、そういう声が届いているという、それを受けての質問だと理解はしています。ただ、そこがちょっと、私どもが受けている内容と受け取り方に差があるなど思っています。先ほど、経済建設部長も答えていましたが、何をどう変えてもらいたいのか。あるいは強要することについて、例えばボランティア、いろいろ浄財をお願いする場合も、強要につながっていると。そういう受け取り方をされていること自体は、正直に言って、今聞きまして大変残念だなど。これは私どもの取り組み方がそういう誤解を与えているのであれば、そういうことについては、改めて関係部署で集まって議論して、改めたいと思います。今後もこの業務は続くわけですから、そういう不平不満があるのであれば、どこをどう改善すればそういう不満が解消するのか、そこがわからなくて、どう答えていいかも、正直に言ってわかりません。ですから、それについては、そういう機会がありましたら、私どもも意見を聞く機会を設けますので、今後、それについては、前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 副町長、前提が違うと何度も申し上げます。声は届いていないとありますけれども、発注権者に面と向かってなかなか言えませんよ。そういう声が、私は具体的な提案としてこういう取り組みをすれば解消できるのではないかという説明をしているわけです。ですので、あらゆる方法を…。